観光情報発信業務　仕様書

１　委託業務名

　観光情報発信業務

２　業務目的

　長期的な観光入込数を支えるため、観光客の呼び込みや消費拡大に向けたプロモーション、来訪者の利便性向上のための情報提供を一体的に行う。戦略的な情報発信により、新規の観光客だけでなく、リピーターの獲得にも繋げる。

３　委託期間

　契約締結日から令和７年３月21日

４　委託業務内容

（１）広告宣伝

　①ウェブ広告費

　　・有効なウェブ上の広告媒体を活用して佐渡市公式観光情報サイト「さど観光ナビ」（https://www.visitsado.com/）やさどまる倶楽部ホームページ（https://sadomaru.sado-dmo.com/）に誘導するようなものを作成すること。

　　・リーチ数やインプレッション数等の解析を行い、課題を可視化したうえで改善を図り、効果的な運用をすること。

　　・内容や媒体については、協議のうえ、決定すること。

　②PR TIMES配信

　　・佐渡市の実施する事業で、ターゲットに合わせた情報発信を行うこと。（20回）

　　・内容や媒体については、協議のうえ、決定すること。

（２）パンフレット類の作成（デザインやサイズなどは別紙参照）

　①観光マップ（20,000部）

　　・既存パンフレットの掲載情報を更新したうえで増刷を行う。

　　・掲載内容の確認、校正は受託者にて実施するものとするが、佐渡市による確認、校正も行うこととする。

②さど観光ナビ誘導用カード（30,000部）

　　・既存カードの増刷を行うこと。

　　・内容についても必要に応じて修正を加えること。

③英語版エリアパンフレット（5,000部）

　　・両津地区のエリアパンフレットを作成する。（他地区の英語版パンフレットと同等のもの）

　　・掲載内容の確認、校正（ネイティブチェックを含む）は受託者にて実施するものとするが、佐渡市による確認、校正も行うこととする。

④ＰＲ用の袋（20,000部）

　　・イベント等でパンフレットを入れて配布するための袋の制作を行う。

　　・デザインについては、佐渡市のものであることが認識でき、魅力が伝わるイラスト等を使用したものにすること。

　　・環境に配慮した素材とすること

（３）独自性のある業務

上記業務のほか、業務の目的を達成するにあたり、必要かつ効果的な業務内容があれば独自に提案すること。

５　業務の実施

　業務の実施に当たっては、委託者との必要な協議を行い、その指示に従って業務を進めること。

６　実績報告

　・業務の成果品として以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

1. 広告宣伝において出稿した広告媒体を各１部ずつ
2. 作成したパンフレットを各１部ずつ
3. 上記①②の電子データ（PDFデータ及び再編集可能なデータ）
4. 上記のほか、佐渡市が必要と認める書類

７　報告・調査等

委託者は、最終報告書を受理後、その内容を精査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者事業所への立入り、関係諸帳簿の閲覧及び取引先への聴き取りなどの調査を行うことができるものとする。

８　委託金額の減額

委託者は、最終成果報告を検査した結果、仕様書に定める業務内容が遂行されていないと認める場合、委託金額の減額を行うことができるものとする。

９　その他

(1)受託者は、委託者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2)受託者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3)受託者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(4)受託者及び業務従事者等（直接、間接を問わず本業務に関わる者）は、業務上知り得た秘密について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。これらの制限は、業務終了後においても適用される。

(5)本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条に規定する権利を含む）、所有権等を委託者に譲渡すること。

(6)使用する素材における著作権や肖像権などの権利の侵害にならないよう受託者の責任において確認する。

(7)業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分留意すること。万が一紛争等が発生した場合には、受託者の責任においてその解決をするとともに、速やかに委託者に報告すること。

(8)受託者は、個人情報の保護に関する法律や佐渡市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は契約解除された後においても同様とする。

(9)業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

(10)本仕様書に記載のない事項については，両社が協議して内容を決定するのものとする。